

議案第 7 号

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 6 年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

一般職の職員に係る給料月額が改定された場合における、会計年度任用職員に係る給料等の取扱いに関し、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものである。

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する
条例

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 別表に定める給料等の基準となる月額に増額等改定（給与条例別表第1の給料表を改定する条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する第2項の適用は、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 6 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、別表に定める給料等の基準となる月額を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の1月1日とする。
 - （1） 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月31日までの期間において発令された任用期間が、通算して3月以内の会計年度任用職員
 - （2） 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月31日までの期間において発令された任用期間中の勤務時間について、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める会計年度任用職員

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第5項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給料等の内払）

- 2 新条例第8条第5項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により支給された給料等は、新条例の規定による給料等の内払とみなす。